

仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（平成三十年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「規定する保護者」の下に「次項において「保護者」という。」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の保護者等のうち前条の小学校又は特別支援学校（小学部に限る。）の児童の保護者（その児童について、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第十条の規定による教育扶助その他市長が定める給付で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者のうち市長が定めるものを除く。）からは、学校給食費を徴収しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例第三条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費の徴収について適用し、同日前に実施した学校給食に係る学校給食費の徴収については、なお従前の例による。